

鹿児島県の最低賃金

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金！

地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県 最低賃金	737円	平成29年 10月1日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	765円	平成30年 1月6日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車(新車)小売業	799円	平成29年 12月22日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	737円	左記の最低賃金は、平成29年度は改正がありませんでした。 このため、平成29年10月1日から鹿児島県最低賃金737円以上の支払いが必要となります。	

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

●最低賃金に関する基礎調査、賃金構造基本統計調査にご協力をお願いします。

最低賃金に関するお問い合わせ先 鹿児島労働局賃金室(☎099-223-8278) 又は最寄りの労働基準監督署

《ご存知ですか？ 最低賃金引上げ支援 業務改善助成金》

お問い合わせ先 鹿児島労働局雇用環境・均等室(☎099-223-8239) 又は
鹿児島県最低賃金総合相談支援センター(鹿児島県労働基準協会内 ☎0120-898-930)

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

最低賃金テレホンサービス☎099-223-8881

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。